

韓国知的財産ニュース 2020年6月後期

(No. 417)

発行年月日：2020年7月8日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、6月16日から30日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 国際特許出願の際、誤って提出した部分に対する救済が可能となる

関係機関の動き

- 2-1 全世界の特許ビッグデータから新たな成長エンジンを模索する！
- 2-2 非対面時代、電子署名した証明書類の提出を許容
- 2-3 第55回発明の日の記念式を開催
- 2-4 中小ベンチャー企業部・公正取引委員会の行政調査に特許庁が技術諮問を支援
- 2-5 特許庁、「第2回ポストコロナ時代に備えた専門家懇談会」を開催
- 2-6 特許庁、知的財産の政策公開により国民とのコミュニケーションを強化
- 2-7 「WIPO・Korea Summer School」教育、アジア初のオンライン施行
- 2-8 カンボジアに続き、ラオスでも韓国特許の無審査登録が可能になる
- 2-9 特許庁、優先権証明書類の発給手続きを簡素化する

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 韓国知識財産保護院、ASEAN ショッピングモール Shopee と MOU を締結
- 3-2 特許庁、商品形態の模倣に関する不正競争行為の増加に積極的に対応する計画

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 商標出願支援サービスを利用すれば、一人で出願ができる

その他一般

- 5-1 「生活イノベーションのアイデア公募展」の授賞式・取引契約の締結行事を開催
- 5-2 特許庁、知的財産のイノベーション人材を育成するため、東明大学・清州大学と提携
- 5-3 水素経済の尖兵、水素ガスタービンの特許出願が伸びる
- 5-4 新型コロナウイルスが変えた非対面環境、セキュリティの重要性が浮き彫りに
- 5-5 ドラッグ・リポジショニングの候補薬物に対する特許情報を収録した特許情報集を発刊

法律、制度関連

1-1 国際特許出願の際、誤って提出した部分に対する救済が可能となる

韓国特許庁（2020.6.30.）

特許法・実用新案法施行規則の一部改正令を7月1日から施行

韓国特許庁は、「特許協力条約に基づく規則」の改正事項を反映し、国際特許出願の明細書および図面などの一部が誤って提出された場合、それを訂正することができるように特許法施行規則を改正して、7月1日から施行すると発表した。

従来は、国際特許出願をするとき、明細書や図面などを誤って提出すると、誤って部分を訂正できる手続きがなかったため、再び出願をしなければならないという手間があった。

しかし、世界各国の合意に基づいて、国際出願の詳細手続きなどを規定している「特許協力条約に基づく規則」が改正され、訂正の手続きが設けられたことにより、韓国特許庁も韓国国内で国際出願をしようとする出願人のために制度を改善した。

また、国際出願に対する国際調査報告書の作成が始まってから、内容の不備や誤って提出された部分を訂正する場合にも、追加手数料さえ納付すれば新たに訂正された明細書などについて国際調査を行うことができるように改正された。

さらに、今回の特許法・実用新案法施行規則の改正には、現行制度の運営上現れた一部の不備点を改善する内容も同時に施行される。

発明者から特許に対する権利の承継を受けていない人が出願した特許は、後日正当な権利者が裁判所に移転を請求して特許権を移転してもらうことができるが、既存の法令によると、後日に発明者を訂正するためには、特許権者および訂正前・後の発明者の全員が署名または捺印した確認書類を提出しなければならなかった。

特許庁は、そのような場合に訂正前の発明者に署名または捺印を受けにくい現状を考慮し、正当な権利者が裁判所の決定に応じて移転してもらった特許権については、確認書類を提出しないよう制度を改善した。

なお、既存の書面提出した書類を特許庁が電子化し、その電子化された内容に対する訂正申請書は、書面でのみ提出することができたが、2020年3月30日から電子文書も特許庁で再び電子化することができるようになり、電子化内容の訂正申請件数が増加すると予測しており、オンラインで電子化内容の訂正申請書を提出できるように改正した。

特許庁の特許審査企画局長は、「今回の制度改善を通じて、国際出願をする際に誤って部分を訂正できる手続きが設けられたことにより、国際出願を希望する韓国国内の出願人の利便性が向上され、国際特許を獲得することに貢献できると期待している」と述べた。

関係機関の動き

2-1 全世界の特許ビッグデータから新たな成長エンジンを模索する！

韓国特許庁 (2020. 6. 18.)

特許庁、「国家特許ビッグデータセンター」発足
特許分析を産業政策の策定およびR&D企画に本格活用

韓国特許庁は、産業通商資源部と連携し6月18日(木曜)午後2時、韓国特許戦略開発院(ソウル市韓国知識財産センター)に「国家特許ビッグデータセンター」を開所し、特許分析に基づく将来有望な技術発掘および育成戦略の策定を本格的に推進すると発表した。

全世界で4億5,000万件の特許を多角的に分析することで、競合国や企業の競争力、投資の方向性を診断・予測し、韓国の研究開発（R&D）の方向、投資の方向、市場進出の戦略などを引き出すことができる。

これを受けて特許庁は、高度な技術情報の宝庫（※）である特許ビッグデータを基に、科学的かつ客観的に国家産業の競争力を高めるため、「国家特許ビッグデータセンター」を発足した。

※現在、技術情報の約80%は特許文献にのみ存在する。（欧州特許庁2007）

〈「国家特許ビッグデータセンター」開所式の概要〉

- 日時・場所：2020年6月18日（木曜）14時～16時、韓国知識財産センター
- 参加：韓国特許庁長、産業通商資源部の産業革新成長室長、韓国産業技術評価管理院長、中小企業技術情報振興院長などR&D専門機関長、大韓弁理士会会長、カカオエンタープライズ代表、ID社の代表など民間の専門家

特許庁は、「国家特許ビッグデータセンター」を通じて、2022年までに人工知能（AI）、未来型自動車などの17大新産業、造船・化学などの10大主力産業、国民生活と密接な社会問題に対する産業別の特許動向モニタリング・分析、危機信号検出などとともに、有望な技術発掘のような産業別・技術別の中核情報を生産して提供する計画である。

2019年のディスプレイ、バイオ・ヘルスケア、水素産業、システム半導体、次世代電池の5大分野に続き、2020年にはAI、IoT家電、新・再生可能エネルギー、未来型自動車、無人飛行体の5つの新産業分野における将来有望な技術など、特許ビッグデータ基盤の産業イノベーション戦略を提供する。

さらに、感染性疾患・気候変動のような社会問題に対する特許分析を通じて、新型コロナウイルスの治療薬・ワクチン開発に向けた候補物質の探索、気候変動に対応する技術など、社会懸案に対する技術的な解決策も提示する。

2020年の下半期には、韓国内外のさまざまな機関に散在している多様な特許分析の結果を収集し、公共・民間に提供するオンラインプラットフォームも備える計画である。オンラインプラットフォームは、特許分析で発掘された主要特許や企業情報を金融機関や投資家に提供して投資価値の高い知的財産と企業発掘を支援することになる。

産業通商資源部は、現在の主力産業の AI・ビッグデータ活用を促進して高付加価値化を図る「産業知能化」を推進しており、特許のような公共産業データ（※）の開放・共有は、産業のデジタル転換に大きな役割を果たすと期待している。

※公共産業データ：特許、R&D、試験・認証、エネルギー、技術取引など

今後、特許ビッグデータセンターでの特許分析の結果は、業種別にデジタル変換を促進する「産業知能化」だけでなく、特許有望な技術分野を中心に、産業技術の R&D を企画する場合にも、積極的に活用される予定である。

6 月 18 日の開所式と同じ日に開催された特許ビッグデータフォーラムでは、公共と民間が手を組んで、R&D 企画段階から事業化・投資戦略まで、新たな成長エンジンの模索に向けた特許ビッグデータの活用を強化するために協力することにした。

特許庁は、特許ビッグデータ政策の諮問委員として参加した関係機関とともに特許ビッグデータの分析および活用（韓国産業技術評価管理院などの R&D 専門機関）、産業・技術・特許に関する共同研究（産業研究院）、中小企業共同支援プロジェクト（韓国産業技術振興協会）、民間特許情報分析会社の役割および市場拡大（韓国知識財産サービス協会）、民間の AI・ビッグデータ技術の導入（カカオエンタープライズ）、有望な特許・企業発掘・投資（Intellectual Discovery 社）などへの協力を強化していく計画である。

韓国特許庁長は、「特許ビッグデータを分析すると、競合国・企業の投資方向を診断・予測し、産業・技術のイノベーション戦略を立てることができる」とし、「今回発足する『国家特許ビッグデータセンター』が政府、R&D 専門機関、民間の緊密な協力を通じて、国家レベルの未来 R&D 戦略を策定し、将来有望な技術を発掘して韓国の産業競争力を強化できるハブになることを期待している」と述べた。

2-2 非対面時代、電子署名した証明書類の提出を許容

韓国特許庁（2020. 6. 19.）

特許庁、電子文書で作成された委任状、画像公証書の提出基準を確立

韓国特許庁は、新型コロナウイルスの拡散による非対面業務の増加により、オンライン上で電子署名した証明書類の提出基準を設けて施行したと 6 月 19 日に発表した。

海外の出願人が代理人を選任する時に提出する委任状や、特許権者が特許権を譲渡する時に証明書類として提出する公証書に対し、電子署名で作成した委任状や非対面方式による画像公証（※）の電子文書を提出できるようにする業務処理手続きを設け、施行した。

※（画像公証）嘱託人と公証人が対面方式ではなく、画像カメラなどを用いてオンラインで嘱託人の身分と電子文書の内容を確認してから公証する制度

これまで在外者（※）の場合は、特許の譲渡などによる証明書類を提出する時に、その国の書面で作成された公証書の原本のみ提出が可能だった。このため、新型コロナウイルスの状況で、公証人と対面することができない場合には、公証書類を提出することが困難であった。

※（在外者）韓国国内に住所又は営業所がない者として、特許に関する手続を進めるためには、韓国国内に特許管理人（代理人）を選任しなければならない。（特許法第5条等）

今後、在外者がオンラインの画像対面方式で公証を受けた遠隔公証ファイルを提出できるようになり、やむを得ず書面で提出しなければならない際には、その遠隔公証ファイルを人為的に変更せずに原本と同じく出力したという特許管理人（代理人を含む）の確認があれば出力物も提出が可能となる。

在外者が特許出願を準備する時間を短縮でき、代理人（特許管理人）も書類準備に伴う業務処理の手続きを簡素化できると期待している。

特許庁長は、「韓国や海外の新型コロナウイルスによる非対面業務の増加により、申請者や大韓弁理士会などの建議事項を積極的に受け入れて設けた措置である」とし、「新型コロナウイルスによる海外出願人の書類提出や国内の代理人が業務処理に支障が生じないよう持続的に制度を改善していく予定である」と述べた。

「大韓民国の確実な変化に知的財産がともにします」をテーマに開催
「金塔産業勲章」を受賞したSKハイニックスの社長など発明有功者79名を褒賞
「今年の発明王」にLGディスプレイのチームリーダーを選定

韓国特許庁が主催し、韓国発明振興会が主管する「第55回発明の日」の記念式が6月24日(水曜)午後3時にソウルの63コンベンションセンターで開催された。

発明の日の記念式は、発明に貢献した方々に授賞し、発明家の意欲と国民の発明意識を高めるため、1957年から毎年開催される国レベルの行事である。

※発明の日の法定記念日は毎年5月19日であるが、2020年度は新型コロナウイルスの影響により、1ヵ月ほど遅れて開催された。

「大韓民国の確実な変化に知的財産がともにします」をテーマに開催された記念式には、チョン・セギョン国務総理、イ・ジャンソブ国会議員、ジョン・サンジョ国家知識財産委員長をはじめ、発明関連団体長、発明家など約100名が参加し、国の産業発展に寄与した発明有功者79人に対する褒賞と最高のイノベーション発明家に与えられる「今年の発明王」の授賞が行われた。

記念式の現場は、安全な行事進行のために参加規模を最小限に縮小し、新型コロナウイルスに対する防疫措置が徹底的に行われた。事前消毒・防疫はもちろん全参加者を対象に、防疫キューブを利用した非接触発熱チェックおよび消毒(※)、個人間の距離維持(2.5m以上)のための動線別の地面ステッカー、座席指定制などが運営された。

※「第55回発明の日の記念式」参加者の入場方法(体温37.5℃以上は入場不可):防疫キューブの非接触入出統制端末で正常体温を確認してから、人体無害成分の殺菌煙霧機が作動する防疫キューブを通過(1人当たり約10秒)→防疫キューブを通過した参加者は、マスク、ビニール手袋などが入った防疫キットを受け取り、入出安心ステッカーを付着

今回の記念式では、最高の榮譽である金塔産業勲章は、SKハイニックスのジン・ギョウオン社長が受賞した。ジン社長は35年以上メモリー半導体開発業務を担当し、韓国のメモリー半導体の世界的名声を維持することに貢献したことが認められた。

銀塔産業勲章は、宇宙エレクトロニクスのノ・ヨンベク会長とサムスン電子のファン・ユサン Fellow(サムスンの研究分野最高職位)に授与された。ノ・ヨンベク会長は、世界初の有無線急速充電バッテリーの開発および多数の超小型コネクタ (Connector) を開発し、国家競争力の向上に貢献した。ファン Fellow は、世界最高の微細化技術を開発し、韓国の DRAM 産業で世界 1 位を確保することに貢献した。

その他、銅塔産業勲章は、HURUM のキム・ジンソク代表取締役と RexGen のアン・スンヒョン代表取締役が受賞した。キム・ジンソク代表取締役は、非電気式ヨーグルト製造機の発明と技術移転・事業化の成功により国家産業の発展に貢献した。アン・スンヒョン代表取締役は、画像認識による交通情報収集の基盤技術を開発し、国家交通システムの高度化に貢献した。

また、一年間、新技術研究開発およびクリエイティブな活動により科学技術分野の鑑となった「今年の発明王」には、LG ディスプレイのキム・インジュチーム長が選定された。世界初のローラブル (Rollable) OLED TV のコア技術および製品開発に貢献した点が高く評価された。

2020 年発明の日の記念式では、発明有功者に対する授賞式に加えて、発明品の展示館が設置された。受賞者の主な発明品を展示するだけでなく、「発明で克服する災害危機、K-防疫」というテーマで特別展示が行われた。

受賞者の発明品は、世界市場をリードする次世代技術や製品が大部分を占めた。世界初の画面を巻いたり広げたりすることができるディスプレイパネル技術が適用された、ローラブル OLED TV、車やスマートフォン用の超精密コネクタおよび電気自動車の充電通信モジュール用 (EVCC) のコネクタ、10 ナノ級の微細工程を適用した DRAM を使う製品などや年齢変換が可能な 3D モンタージュおよび 3D 顔認識技術が展示された。また、2019 年に、日本の対韓輸出規制に対応した素材・部品・設備の国産化成功事例として、半導体生産工程に使われる材料である高純度フッ化水素 (※) の製造過程も展示された。

※フッ化水素：半導体のエッチング工程（回路のパターンのうち不要な部分は削り出す工程）と不純物除去の過程に使われる気体

当行事と一緒に行われた特別展示には、コロナ危機のなかで活躍している K-防疫発明品が紹介された。K-ウォークスルー、移動検査所という名称で世界の注目を集めたグローブボックス、感染を診断する診断キットおよび診断試薬など、海外に輸出されている K-

防疫製品が展示された。また、新型コロナウイルスに関する治療薬・ワクチン、診断・検査、防護・防疫などの韓国内外での最新特許動向をリアルタイムで公開している特許庁の「新型コロナウイルスの特許情報ナビゲーション」も展示されて観覧客の目を引いた。

特許庁長は、「新型コロナウイルスにより国民が厳しい状況に陥っているなか、発明の力で危機を乗り越えなければならない」とし、「韓国のクリエイティブなDNAで危機を機会に変え、ポストコロナ時代の発明文化を拡大するため全力で支援していく」と述べた。

2-4 中小ベンチャー企業部・公正取引委員会の行政調査に特許庁が技術諮問を支援 韓国特許庁 (2020.6.26.)

部処協業により中小企業の技術奪取を根絶する！

韓国特許庁は、「第5回相生調停委員会（※）」（6月25日、ソウル九老区 Kicox ベンチャーセンターにて開催）で中小ベンチャー企業部（以下、中企部）、公正取引委員会（以下、公取委）の技術奪取行政調査に対する技術諮問を本格的に支援すると発表した。

※相生調整委員会：技術奪取および不公正取引の根絶に向けた官民共同委員会（2019年6月発足、委員長は中企部の長官）

技術奪取調査はその特性上、技術的な判断（※）が必要な場合が多いため、各部処が事件を調査することは困難であった。そのため特許庁は、2020年に中企部と公取委が要請した4件の技術奪取容疑事件の技術諮問を試験的に支援し、中企部と公取委は、その諮問結果に基づいて行政処分を課すなど、事件の解決に活用した。

※中企部：公然と知られておらず、経済的な価値があり、秘密として管理されたのかどうかを判断。

公取委：秘密として保持された製造・修理・施工または、用役遂行方法に関する資料、その他独立した経済的価値を持つ技術資料であるかどうかを判断。

今回の技術諮問支援は、約1,100人に達する審査・審判官の技術的な専門知識を活用して、政府調査の信頼性と一貫性を高めるための活動である。試験運営の結果、中企部と公取委は調査結果の公信力が強化されたことに高い満足度を示しており、今回の相生調整委員会を契機に拡大施行することに意見をともにした。

なお、中企部は中小企業技術保護法に基づく中小企業技術の侵害行為、公取委は、下請法に基づく技術資料の流用行為、特許庁はアイデア奪取行為に対する行政調査委を遂行している。

特許庁次長は、「中企部の幅広い現場との接点、公取委の調査権限と執行力、特許庁の技術的な専門知識が合わされば、技術奪取も根絶できると見込んでいる」とし、「特許庁が技術奪取根絶に向けた部処間協力の触媒の役割を果たしていきたい」と述べた。

2-5 特許庁、「第2回ポストコロナ時代に備えた専門家懇談会」を開催

韓国特許庁 (2020. 6. 26.)

「非対面経済」、知的財産でリードする！

韓国特許庁は6月25日(木曜)午後2時に、韓国知識財産センターでポストコロナ時代の変化を展望し、知的財産の政策方向を模索するため、産・学・研のさまざまな分野の専門家と、「第2回ポストコロナ時代に備えた専門家懇談会」を開催した。

「消費・生産・流通の非対面化」をテーマに開かれた今回の懇談会は、5月27日に「デジタル経済の加速化と産業構図の変化」をテーマにして開かれた第1回懇談会に続く、2回目の懇談会である。

当日の懇談会では、新型コロナウイルスによるライフスタイルの変化を代表するキーワードであり、ポストコロナ時代に「ニューノーマル (new normal)」として位置づけられると予想される、「非対面」を中心に、消費、生産、流通などの産業全般にわたる具体的な変化と未来の有望技術に対する活発な議論が行われた。

「非対面文化に関する技術・特許発掘」で最初の発題を始めた韓国ニューヨーク州立大学のシン・ヨンテク教授は、非対面文化で新規技術分野が登場するのではなく、従来の技術のなかで非対面トレンドに合った技術分野が脚光を浴びる可能性が高いと述べた。また、ポストコロナ時代にも、グローバル市場の先頭に立つため、海外の知財権を確保することが必須であり、韓国企業が知的財産の競争力を持つように支援する特許庁の役割が非常に重要であると強調した。

その次に「ポストコロナ時代に変化するパラダイム: アンタクト (UNTACT) (un+contactの韓国造語)」を発表したKTのイエ・ボムス常務は、ホームエンターテイメント、自律走行カート、オンライン注文などの消費・生産・流通の非対面化を見せる具体的な事例を

提示した。そして、デジタル環境に慣れているミレニアル世代（※）が主要消費層として浮上し、生産・流通の弾力性を高めるために、無人化・自動化への投資が増加することによって「非対面化」はマクロ的な大きな動きになると予想した。

※1980年代初頭から2000年代初頭の間に生まれた世代

さらに、「次世代電池産業の特許ビッグデータ分析」の結果（※）を発表した、韓国特許戦略開発院のハン・ギュナム専門委員は、非対面文化による医療用端末、ホームトレーニング・ホームケア器具などの需要増加が二次電池市場の新たな成長エンジンであると指摘した。

※1999年～2019年までの特許は計2万2,031件、直近（2017年～2019年）の論文8,883件を分析

ハン専門委員は、川上・川下産業に与えられる連鎖効果が大きい次世代電池技術を先に確保することは、将来の国家競争力に直結するとし、特に商用化の可能性が高い全固体電池技術において日本の特許障壁に対応した技術開発が重要であると述べた。

特許庁長は、「スマートフォンの高い保有率と5G通信、IoTなど、高度化したデジタル環境が整えられている韓国は、非対面文化の拡散に有利な文化的・技術的基盤を備えている」とし、「さらに、技術開発および知的財産権の確保により、韓国がポストコロナ時代における非対面経済をリードできるよう、特許庁も知的財産の政策推進に最善を尽くしていきたい」と述べた。

2-6 特許庁、知的財産の政策公開により国民とのコミュニケーションを強化

韓国特許庁（2020.6.29.）

特許庁、2020年政策実名制を実施、26件の知的財産政策を公開

韓国特許庁は、政府イノベーションの一環として、主要知的財産政策に対する国民の知る権利を保障し、国民とのコミュニケーションを強化するために、2020年政策実名制を実施すると発表した。

政策実名制は、政府が策定・施行する主要政策の推進内容、担当部署、担当者を記録・管理・公開する制度であり、政策の透明性と責任性を高めるために、実施されてから8年目になる。

特許庁は、政策実名制の審議委員会（※）を開催し、そのうち選定された計 26 件の知的財産政策を 6 月 29 日から特許庁のウェブページ（www.kipo.go.kr）情報公開コーナーおよび情報公開ポータル（open.go.kr）で公開する。

※委員長（企画調整官）、幹事（革新行政担当官）、内部委員（主務課長 5 人）、外部委員（教授 6 人）の 13 人で構成されており、審議委員会の開催終了（2020 年 6 月 8 日）

特許庁は、国民の関心度が高く、国民に対する影響力が大きい政策を中心に、できるだけ多くの知的財産政策を国民に知らせるために、2020 年も中央部処の公開基準である 20 件より多い 26 件の政策を公開する。

また、特許庁は、知的財産政策に対する国民の情報アクセス性を強化するため、国民が直接、政策実名の公開政策を申請することができるよう、国民申請実名制を試行する。

2020 年 7 月と 10 月にそれぞれ 1 ヶ月間運営し、国民が申請した政策については、「政策実名制の審議委員会」を通じて政策の公開可否を決定し、特許庁ウェブページに追加公開する予定である。

特許庁の企画調整官は、「政策実名制により知的財産政策を国民に透明に公開することで、国民とのコミュニケーションを強化していきたい」とし、「さらに国民が主人である政府を実現するために、国民の参加と協力を通じて、国民が共感できる知的財産政策を発掘し、改善することに最善を尽くしていきたい」と述べた。

2-7 「WIPO・Korea Summer School」教育、アジア初のオンライン施行

韓国特許庁（2020.6.29.）

グローバルの知的財産教育への熱意、コロナ障壁を乗り越える

韓国特許庁の国際知識財産研修院は、知的財産（IP、Intellectual Property）に興味のある全世界の大学生および関連従業員を対象に、世界知的所有権機関（WIPO、World Intellectual Property Organization）と協業して 6 月 29 日（月曜）から 7 月 10 日（金曜）まで「WIPO-Korea Summer School on IP」教育課程を運営すると発表した。

「WIPO Summer School on IP」の課程は、国連傘下の専門機関である WIPO と各国の協力のもとで運営しているグローバル知的財産権人材養成の教育課程であり、1998 年にスイスで開設されて以来、韓国を含めて米国、中国、インドなど多くの国で運営されている。

韓国は、WIPO と特許庁の協力のもとで、2008 年から毎年「WIPO-Korea Summer School on IP」の課程を運営している。

2019 年まで 12 回の課程を実施しており、計 44 ヶ国の 285 人の参加者が特許権や商標権などの知的財産権の概念および重要性から知的財産分野の最新情報まで、さまざまなテーマについて学習した。

2020 年は世界的な新型コロナウイルスの拡散により、国際知識財産研修院で実施する従来の招請教育ではなく、オンライン教育方法で行われる予定である。

2020 年に予定されている、13 の「WIPO Summer School on IP」課程の一部が初めてオンラインで運営されるが、国別の知的財産環境および通信インフラなどを考慮した後、各国との協議を経て、韓国と米国、スイスなど 4 ヶ国の課程が選ばれ、韓国がアジア圏では最初のオンライン教育を施行することになった。

今回の教育課程は、オンライン方式にもかかわらず、米国、ロシア、インド、オーストラリアなど 45 ヶ国から 173 人が参加を申請し、韓国で運営する知的財産教育に対する関心が高かった。

リアルタイムで行われる今回の教育は、韓国と海外各国との時差を考慮し、韓国の午後の時間に編成して教育効果を高めようとした。

2020 年の教育課程は、特許と商標、デザインなど知的財産分野の概要、知的財産紛争と保護、知的財産と経済・産業発展との関係、人工知能 (AI)、3D プリンティングを含む知的財産の最新情報など、さまざまなプログラムで構成された。

特許庁の国際知識財産研修院長は、「新型コロナウイルスの状況にもかかわらず、全世界で 170 人を超える人数が、今回の教育を申請し、知的財産に対する熱意とともに、韓国の知的財産教育に対する関心と期待も高いことが分かった」とし、「今回の教育課程がアジア圏で初めて行われるオンライン課程であるため、参加者に質の高い教育プログラムを提供すると同時に、安定的に運営することで、知的財産分野で韓国の地位を確固たるものにしていきたい」と述べた。

特許庁、天然薬材が豊かなラオスと審査協力を強化

韓国特許庁は6月29日、ラオス知的財産局と特許認定協力のMOUを締結し、韓国で登録された特許について、ラオスで別途審査をせず登録を認める制度 (Patent Recognition Program、PRP) を7月1日から施行すると発表した。

今後ラオスに進出する韓国企業は、韓国で登録された特許と同一のラオスでの特許出願に対し、簡単な書類を提出するだけで6ヵ月以内に登録を受けることができるようになった。

特許庁は、2019年8月にカンボジアと特許認定制度のMOUを最初に締結し、2019年11月から本制度を施行、それによる第1号のカンボジア特許が登録された事例がある。ラオスは韓国で登録された特許を自動的に認める2番目の国となった。

このような特許審査協力プログラムは、日本と中国がそれぞれ2016年と2018年からカンボジア、ラオスと進行しており、それに比べて韓国は2017年になってから議論を始めたにもかかわらず、2019年、2020年と、連続で2ヵ国と特許認定協力を締結する成果を収めたという点で意味がある。

本制度が施行されれば、ラオスへの進出を希望する韓国企業が優遇を受けられると期待している。

ラオスは15歳以上64歳以下の経済活動人口が全人口の60%を上回る若い市場で、ここ3年間6%以上の経済成長を遂げており、同期間の韓国企業のラオス投資金も年平均約1億ドルに達するほどに成長した。

特許認定制度は、韓国で特許を登録した企業が、ラオスで速やかに特許を登録し安定的に市場に参入できるようにすると予想している。

一方、新型コロナウイルス治療薬の開発が注目を集めている現時点で、ラオスとの知財権協力の重要性はますます高まっている。

韓国は天然薬材を主に中国から輸入してきたが、名古屋議定書（※）発効後、中国は自国の資源流出を避けており、中国に次ぐ天然資源を保有しているラオスとの協力強化が重要な時期である。

※生物の遺伝資源を利用する国は、その資源を提供する国から事前通報と承認を受けなければならない、遺伝資源の利用から生ずる利益は共有するという内容の国際条約（韓国は2017年8月17日に発効）

これまで特許庁は、2019年11月にラオスと知財権包括協力MOUを結び、ラオスに弁理士制度を導入するためのコンサルティングを実施し、ラオス知的財産局の公務員を対象に知財権教育を提供するなど、ラオスの知財権能力の強化に力を入れてきた。

このような特許庁の努力は、特に天然資源を利用して、新型コロナウイルス治療薬などを開発し、それを海外に輸出しようとする企業に大きく役立つと期待される。

韓国特許庁長は、「今後、ラオス以外の新興国に知財権のインフラ構築支援を拡大していく計画である」とし、「このような努力は、韓国企業の進出地域を拡大させるだけでなく、知財権のグローバルでの均衡発展を早める効果をもたらす」と期待を示した。

2-9 特許庁、優先権証明書類の発給手続きを簡素化する

韓国特許庁（2020.6.30.）

世界知的所有権機関（WIPO）のアクセスコード自動付与を7月1日から施行

韓国特許庁は、韓国国内で既に出願されている事実を証明する優先権証明書類の発給手続きを簡素化するために、7月1日以降出願される全ての国内の出願について、出願番号とともに書類のアクセスコードを自動発給すると発表した。

書類のアクセスコードは、未公開の優先権証明書類が誤発給されることを防止する秘密コードであり、これまでは出願人が別途発給の申し込みを行っていた。

しかし、7月1日から、出願人が自動発給された韓国国内の特許出願書類のアクセスコードを利用して、すぐ海外特許出願を行うことができる。海外出願書に書類のアクセスコードを記入すると、国内システムと連携されたWIPOの電算システムを経由し、該当の海外特許庁に優先権証明書類が自動的に送達される。

特許庁の情報顧客支援局長は、「WIPO との協力で、出願人が優先権証明書類をより便利かつ安全に交換できるようになった」とし、「韓国企業の海外知財権の確保に妨げにならないよう、海外出願への利便性について継続的に高めていきたい」と述べた。

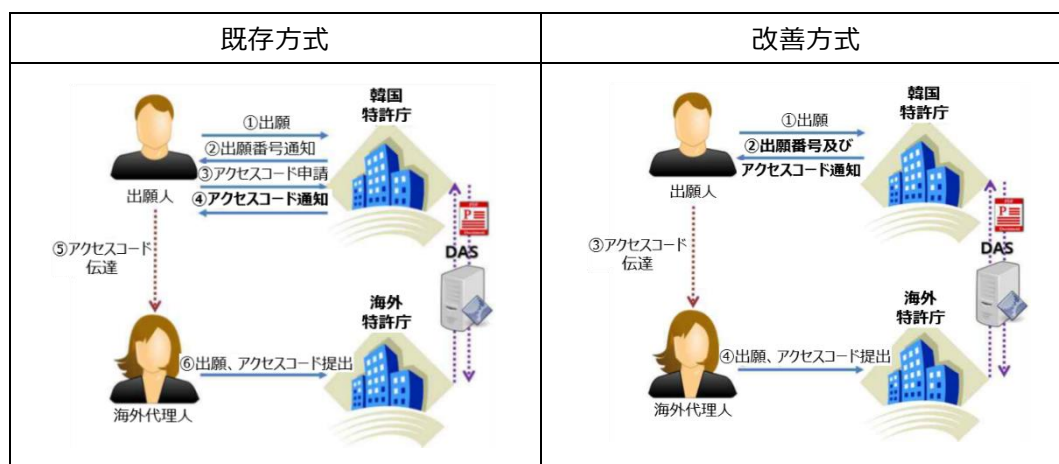
[添付] アクセスコードの自動付与および優先権証明書類の電子的交換

□アクセスコード自動付与および優先権証明書類の電子的交換方法の概要（2020年7月1日以降）

○これまで別途の申請書を提出して付与していた、WIPOのアクセスコードを出願番号とともに通知し、海外出願手続きを簡素化

※既存の書面交換方式も継続して使用可能

<優先権証明書類の交換方式>



※DAS (Digital Access Service) : 世界知的所有権機関 (World Intellectual Property Organization、WIPO) で運営している電子ファイル交換システムであり、加盟国間の未公開書類を電子的に安全に交換することができる。

※※WIPO アクセスコード (Access Code) : 間違った優先権証明書類の交換を防ぐために発行する4桁のコードであり、特許庁は出願番号、出願日付、WIPO アクセスコードが全部一致する場合にのみ、優先権証明書類を交換する。

□優先権証明書類における電子的交換方式の一元化

2020年7月1日以前	2020年7月1日以降
(特許) 米国、日本、中国、欧州の特許庁が第一国出願であれば、アクセスコードの記載の有無を選択可能	第一国出願の出願国、出願番号、出願日、アクセスコードを記載
(その他の国(※)の特許、デザイン) 第一国出願の出願国、出願番号、出願日、アクセスコードを記載	

※アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、チリ、デンマーク、エストニア、ユーラシア特許庁(EAPO)、フィンランド、ジョージア、インド、イスラエル、モロッコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、スペイン、スウェーデン、英国

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 韓国知識財産保護院、ASEAN ショッピングモール Shopee と MOU を締結

韓国特許庁(2020.6.17.)

新南方地域でK-ブランドのオンライン知的財産権における保護基盤を拡大

韓国特許庁は、傘下の公共機関である韓国知識財産保護院が6月18日(木曜)午前11時に、韓国知識財産センターでASEANのモバイルショッピング市場で1位を占めているShopeeとMOUを締結(※)すると発表した。

※Shopee 本社の CEO が事前に署名し、新型コロナウイルスのためShopee Koreaの支社長が代理で締結する予定

Shopee の概要

7カ国(シンガポール、インドネシア、マレーシア、ベトナム、タイ、フィリピン、台湾)でショッピングモールを運営中。ASEANモバイルショッピング市場で1位であり、ASEANを代表するECプラットフォーム会社。約1,000社の韓国企業が出店している。



韓国知識財産保護院と Shopee は、オンライン知財権を保護するために交流および協力を強化し、韓・ASEAN 間の健全な電子商取引の発展を図るために今回の MOU を締結し、K-ブランドの模倣品による被害の処理に対する協力、模倣品根絶に向けた意識向上を共同推進するために力を合わせることにした。

特に、Shopee での韓国企業の模倣品に対して、韓国知識財産保護院が削除を要求した場合、積極的に協力することにした。ただし、当該国に登録されていない権利は保護対象から除外される。

また、両社は、模倣品の流通根絶に対する消費者の意識向上に向けたセミナーや教育など、知財権保護のための両機関の共同キャンペーンも実施する計画である。

韓国知識財産保護院の院長は、「今回の Shopee の MOU により、ASEAN 市場で韓国企業が模倣品被害に対応できる基盤を整えるようになった」とし、「関連予算が確保されれば、ASEAN に進出している韓国企業を対象にしたオンライン模倣品の流通遮断支援を本格的に行う予定である」と述べた。

特許庁の産業財産保護協力局長は、「今回の MOU は、オンライン・非対面で代表されるポストコロナ時代に、さらに成長すると予測しているオンライン市場で、韓国企業が新南方地域へのオンライン進出を拡大するための重要な安全装置になるだろう」とコメントした。

今回の MOU 締結に関する詳細は、特許庁の産業財産保護支援課 (+82-42-481-5961)、または韓国知識財産保護院の海外戦略チーム (+82-2-2183-5883) に問い合わせることができる。

3-2 特許庁、商品形態の模倣に関する不正競争行為の増加に積極的に対応する計画

韓国特許庁 (2020. 6. 22.)

ブランド品の模倣品制作を教える革工房、不正競争防止法に違反

ナ名品 (仮名) 氏は、先日、ドラマの主人公が持っていたブランドバックが欲しくてたまらなくなった。どうすればバッグを得られるか悩んでいるうちに、ナ模倣氏から「〇〇革工房に行ってみれば」という話を聞いて、直接訪問したところ、①受講料を払ってワンデークラス (one day class) を受講したり、②半製品のバッグ組み立てキットを購入すると 1/10 の価格でブランド品のバッグとほぼ同じデザインの模倣品が製作できる

ということを知って、心の中で歓声を上げた。しかし、〇〇革工場の代表は「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」に違反し、特許庁の不正競争行為申告センターに申告されて、直ちに調査官から調査を受ける予定である。

最近、L世代（Luxury-Generation）と呼ばれる若年層を中心に、ブランド品の人気が増え、ますます高まっている。このような状況を利用して、一部の革工場では工房独自の製作活動よりブランド品の模倣行為が盛んになっている。

これらの工房では、ブランド品のデザインを模倣して完成した偽物のバッグを広告しながら、受講生が直接製作してみる講座を運営し、半製品の組み立てキットを販売して収益を出していることが分かった。

新型コロナウイルスの非常事態のため受講生が減少したこと、それにより新たな創作にかかる時間・コストの投資が難しくなったことと若年層のブランド品を好む現象が相まって、簡単に利益を取ろうとする工房の営業形態にまでつながったと把握している。

しかしながら、このような行為は「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」（以下「不正競争防止法」という。）に違反する可能性が高いだけでなく、商標法、デザイン保護法にも抵触するため、格別の注意を払う必要がある。

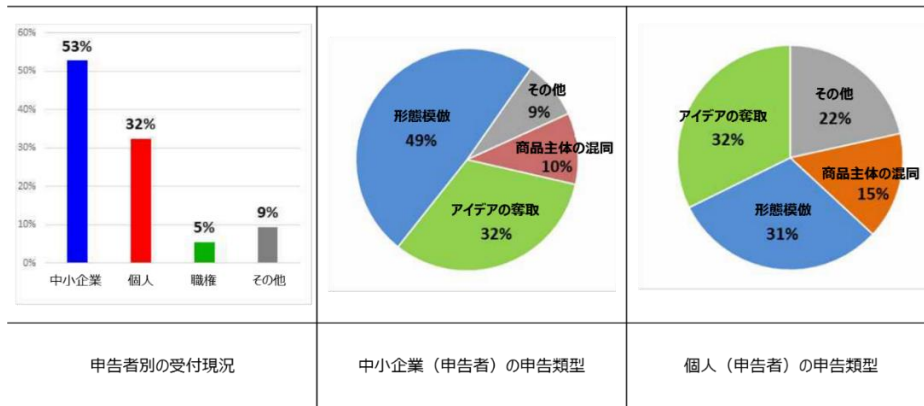
特許庁の調査結果により、不正競争防止法を違反すると判断された場合、是正勧告を受けることもあり、起訴された場合には、3年以下の懲役または3,000万円以下の罰金という刑事処分を受けることもある。

特許庁の不正競争行為申告センターに受け付けられた申告類型を見ると、商品形態の模倣およびアイデア奪取が多数であり、特に最近では、上記の事例を含む商品形態模倣に関する申告が増加している。

実際、2020年6月上旬に申告センターに受け付けられた内容も革工場に対する制裁要求の件であり、商品形態模倣に関する申告は、前年同期比で約2.6倍に達している。

一方、申告者の類型別では、零細企業である中小企業および個人が全体申告の85%を占めており、商品形態模倣およびアイデア奪取などに対する行政調査制度は、経済的弱者のための有用な権利救済手段として位置づけられていると、特許庁は評価している。

*2017年8月30日~2020年6月10日



特許庁の産業財産調査課課長は、「最近、新型コロナウイルスの状況の中で、ブランド品の人気向上により健全な取引秩序を乱す商品形態模倣行為が大幅に増加している」とし、「基本的に商品形態模倣は、他人が相当な時間と費用をかけて開発した商品の認知度にただ乗りする行為であるため、特許庁は、商品形態模倣など不正競争行為に対して厳正かつ積極的に対応していく計画である」と意見を示した。

<特許庁の不正競争行為調査チーム>

特許庁は他人の商品標識・営業標識の混同を生じさせる行為、アイデア奪取行為、商品形態模倣行為など、不正競争行為を防止し、健全な市場秩序を維持するため、2017年2月から「不正競争行為調査チーム」を拡大運営している。

不正競争行為調査チームは、特許庁ウェブサイトの「産業財産侵害及び不正競争行為申告センター」を通じて不正競争行為の申告を受けており、拡大発足してから約1年経った2019年3月に申告件数が100件を、2020年6月末には200件を超えている。

申告者に制限がなく、他の救済手段より手続きが簡略であり、訴訟においても経済的で処理期間も短いのが申告件数の増加要因であると把握している。

※（申告）特許庁ウェブサイト (www.kipo.go.kr)

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 商標出願支援サービスを利用すれば、一人で出願ができる

韓国特許庁（2020.6.29.）

商標出願、一人で簡単！

最近、商標を出願するときに代理人を選任せず、直接一人で出願手続きを行う一人出願が増えている。

[商標出願現況（2018年～2020年5月）]

区分		商標出願（件）	割合
2018年	直接出願	3万8,680	20.8%
	全体出願	18万5,968	
2019年	直接出願	4万5,566	22.2%
	全体出願	20万4,997	
2020年5月	直接出願	2万1,122	23.0%
	全体出願	9万1,716	

韓国特許庁は、直接商標を出願する出願人が簡単に商標を出願して登録を受けることができるよう、さまざまな商標出願支援サービスを提供している。

商標を出願する際に、出願人が使用しようとする商標をどの商品に使用するか商標出願書に記載することとなるが、その時、商標審査で認められる商品名称で記載しなければならない。

複数の商品名称や多数の商品を含む包括的な名称で記載する場合には、商標の権利範囲が不明確になるため、商標登録を受けることができない。

例えば、「ヘアケア製品」と「マスクパック」は、日常で使う名称であるが、商標審査では包括的な商品名称に該当する。

そのため、商標出願書に「ヘアケア製品」は「ヘアケア剤」、「マスクパック」は、「化粧品マスクパック」で記載しなければならないが、一般の出願人がサポートを受けずに正しい名称を記載するのは難しいことである。

特許庁は、商標出願の過程で、出願人が感じる不便に予め対応するため、さまざまな商標出願支援サービスを提供しており、サービスをうまく活用すれば、誰でも直接商標を出願することができる。

現在提供されている商標出願支援サービスは、大きく特許情報検索サービス（www.kipris.or.kr）の「商品名称検索」と書式作成機（電子出願ソフトウェア）の「正しい商品名称自動案内」サービスである。

「商品名称検索」は、出願人が使用しようとする商品の正確な名称をキーワードで検索できるサービスであり、特許庁が認める各業種別の代表的な商品名称約 5 万 6,000 件が登録されている。

「正しい商品名称自動案内」は、書式作成機（電子出願ソフトウェア）で「不明確な商品名称」を入力した場合、「正しい商品名称」を自動的に案内するサービスで、出願人が間違いやすい 140 以上の不明確な商品名称について正しい商品名称の案内が行われている。

また、「商品名称検索」サービスで検索できない新しい商品や商品名称に関する質問がある出願人のために、特許情報検索サービス（www.kipris.or.kr）に「Q&A」（分類訂正および質疑）コーナーを別途運営しており、当該コーナーに質問を記載すると、メールでの回答を受けることができる。

特許庁の商標デザイン審査局長は、「一般の人たちは商標出願が難しいと認識しているため、誰もが直接商標出願をすることができるように、出願人中心の商標出願支援サービスを継続的に拡大する計画である」とし、「最近のコンテンツサービスの急激な拡散により、増加している OTT（※）、インターネット個人放送などのオンライン個人事業者の増加傾向にも積極的に対応していく計画である」と述べた。

※OTT（Over The Top）：インターネットで映画、ドラマなど、さまざまな映像を提供するサービス

その他一般

5-1 「生活イノベーションのアイデア公募展」の授賞式・取引契約の締結行事を開催

韓国特許庁（2020.6.17.）

国民の日常生活のアイデア、企業と取引しましょう

韓国特許庁は、6月18日（木曜）午前9時30分、韓国知識財産センターの国際会議室で「生活イノベーションのアイデア公募展」の授賞式を開催する。今回の授賞式では、公募展で提案されたアイデアの権利を企業に移転する取引契約の締結も行われる。

4月6日から24日まで3週間行われた「生活イノベーションのアイデア公募展」では、参加企業の既存製品の改善や新製品開発に必要なアイデア、新型コロナウイルスの予防・克服に関するアイデアなど、計692件のアイデアが受け付けられ、参加企業と外部の専門家が1,2次で審査した結果、アイデアの適合性、事業化の可能性などを考慮して、合計18件の受賞作（※）が選定された。

受賞作の中で最高賞である特許庁長賞は、毎日乳業の「ストローなしで飲める容器」のアイデアを提示した参加者が受賞した。今回の受賞作は、既存製品の変更を最小化してアイデアの実現可能性が高く、利便性が卓越していることから、審査委員からの最高点数を獲得した。

公募展の受賞とは別に、企業が購買の意向を示したアイデアについては、取引専門家のサポートにより、取引金額の調整などの過程を通じて取引が成立する。当日の行事では今回取引が成立した7件のアイデアの取引契約書を相互交換することになる。

今回の公募展に参加してアイデアを購入したMiro社の代表は、「今回の公募展は、国民からのアイデアの中で、当社が新製品を開発するため、実際に活用できるアイデアを取引することができて有意義な行事だった」とし「取引したアイデアは、当社が製作している製品に活用し、それを基に特許出願まで進める予定」であると述べた。

特許庁は、「アイデア取引市場の活性化」を目指して、2019年4月に開催した「生活イノベーションのアイデア公募展」に続き、2回目の公募展を開いている。企業が国民のアイデアを活用して、ポストコロナ時代をリードできるよう、衛生・防疫、非対面、エコ分野などに対するアイデアを6月15日から7月3日までの3週間、申し込みを受け付ける。

特許庁長は、「過去の公募展を通じて、消費者の優秀なアイデアが企業につたわり、授賞もできてうれしく思っている」とし、「過去の公募展に続き、新たに開かれたイノベーション・アイデアの公募展が、特許庁が推進しているアイデア取引の環境づくりに礎となるきっかけになることを期待している」と述べた。

5-2 特許庁、知的財産のイノベーション人材を育成するため、東明大学・清州大学と提携

韓国特許庁（2020.6.19.）

6月19日に第9回知的財産教育先導大学と業務協約（MOU）を締結

韓国特許庁は、6月19日（金曜）午後2時に韓国知識財産センターの大会議室で、第9回知的財産教育先導大学に選定された東明大学、清州大学と知的財産教育先導大学の事業協力に向けた業務協約を締結する。

特許庁と各大学は、今回の協約を通じて大学内に知的財産の教育基盤を設け、市場の新たなニーズを反映した知的財産教育課程を運営し、第四次産業時代をけん引するイノベーション人材を育成することに合意した。

知的財産教育先導大学事業は、大学内の知的財産教育の拡大を支援する事業であり、2012年から毎年、新規大学を選定・支援してきた。これまで計25大学と提携し、大学内の知的財産教育基盤の拡充に貢献した。

本事業は、2019年基準で1,433の知的財産講座を開設して43,735名の大学（院）生を教育したが、これは事業初期（2012年）に比べて知的財産講座は17.2倍、教育人数は12.7倍増加した数値である。

また、最近では、知的財産を基盤にした、学際的融合教育（※）（2016年～）、IP-R&D教育（※※）（2017年～）など、新しい教育方法を導入して知的財産教育を多様な分野に拡大した。

※さまざまな専攻の学生が参加して「アイデアの発掘から製品化」までの全過程を体験する教育

※※特許ビッグデータを分析し、研究開発の方向、知的財産における経営戦略などの設定方法を教育

2019年に知的財産の金融規模が1兆ウォンを超えるなど、知的財産活用の重要性が高まっており、2020年から知的財産金融・イノベーション型創業の活性化・特許ビッグデータの活用など、市場の新たなニーズを反映した知的財産教育が本格的に導入される予定である。また、現場と連携した知的財産科目が拡大され、学生が実務能力を身につける機会が多くなると期待される。

今回の協約により東明大学は、新たなニーズに合った知的財産科目を編成し、知的財産副専攻の学位制度である「IP創業の融合連携専攻」を運営する予定である。清州大学は、知識財産教育商用化センターを専担機構として発足し、地域と連携した現場教育「Lab to Market (※)」などの実務中心の知的財産教育を体系的に運営するとともに、知的財産認証トラックである「クリエイティブ発明&知的財産専攻トラック」を導入する。

*研究室のアイテムが実際の商用化まで行われるよう、知的財産サービスをワンストップで提供

特許庁長は、「韓国が知識財産の大国として先端技術をリードするためには、強力な特許を創出して活用できる人材の育成が何よりも重要である」とし、「知的財産教育に対する関心と情熱の高い、先導大学に選定された二つの大学と力を合わせて、学生たちが知的財産を活用して、自分が希望する進路に向けて進み、開拓していけるよう、最大限支援する計画である」述べた。

5-3 水素経済の尖兵、水素ガスタービンの特許出願が伸びる

韓国特許庁 (2020. 6. 22.)

直近5年間 (2015~2019)、水素ガスタービン関連の特許出願が増加

LNG (天然液化ガス) の代わりに水素燃焼ガスタービンを駆動して電力を生産する水素ガスタービン (※) の特許出願が増加している。

※ 水素はLNGに比べ火炎伝播速度が6倍、発熱量が3倍であるだけでなく、燃焼後には副産物としてきれいな水のみ残るため、CO₂ ガスの排出が全くない環境にやさしいエネルギー源として期待されている。

韓国特許庁によると、発電用の水素ガスタービンに関する特許は、ここ9年間（2011～2019年）計36件が出願され、毎年約2件に過ぎなかったが、2015年以降は6～7件に増加した。

※水素は、既存の石炭、LNGなどの化石燃料から抽出する方式に加えて、余剰電力を利用して水を電気分解するなど、さまざまな方法で経済的な生産が可能

2018年基準でLNG発電は韓国の全体発電量の26.8%で、石炭火力発電（41.8%）に続き2番目に高い割合を占めている。最近では、PM2.5の低減のために、石炭火力発電をLNG発電で徐々に代替しており、今後LNGガス発電の割合はさらに拡大すると予想している。

このような状況の中で、LNGガスタービンの効率を高めるために、燃料で使われているLNGに水素を混ぜる試みが行われているが、現在の水素の混合比率を約60%程度まで高めた事例が発表されている。今の水素ガスタービン技術の発展傾向を考えると、今後ほとんどのLNG発電所で水素を発電燃料として使用することになると思われる。

ここ9年間の韓国国内の特許出願動向を見ると、韓国電力公社など発電会社が水素ガスタービンに対する特許出願を主導しており、大宇造船海洋と日本の三菱がその後を追従している。一方、現在のガスタービン市場をリードしているシーメンス（独）、アルストム（仏）や斗山重工業の特許出願動向は低迷しており、明確な方向性は示されていない。

しかし、多くの専門家が2030年ごろには、水素ガスタービンの普遍化および商業化が可能になると予想しており、この技術分野への投資は、技術発展の初期段階で独自のコア技術を取捨選択することができる良いチャンスである。

水素ガスタービンに関する特許出願を技術内容別で見ると、①石炭などの化石燃料から抽出された水素を利用する技術、②燃料電池と水素ガスタービンを統合して発電する技術、③高速火炎伝播の特性と高位発熱量を活用するためのLNGと水素の混合比を決定する技術、④水素燃料噴射ノズルの設計、⑤燃焼室の配置と形状設計に関するものが中心となっている。

今後、生産した水素を輸送、貯蔵する技術とともに、ガスタービンから発生する公害物質である窒素酸化物を減らすためにLNGとの混合比、燃料噴射ノズルおよび燃焼室の構造改善に関する方向に技術開発が展開されると見込んでいる。

韓国政府は、2019年に水素経済という名称でデータ、人工知能とともに3大次世代戦略の投資分野として選定し、世界最高水準の水素経済先進国を目指しているが、このような取り組みに水素ガスタービン分野が一助できると予想している。

※2019年1月17日。水素経済の活性化ロードマップ（韓国産業通称資源部）

特許庁の動力技術審査課長は、「現在、水素ガスタービン関連の年間出願件数は10件未満に過ぎないが、水素経済への関心向上および関連インフラの拡充に伴い、今後、この技術分野の特許出願は、ますます増加すると見込まれている」と述べ、「それとともに、現在取り組んでいる温室効果ガスやPM2.5の削減、そして化石燃料へのエネルギー依存度の減少を通じたエネルギー自立化にも貢献できる」と強調した。

5-4 新型コロナウイルスが変えた非対面環境、セキュリティの重要性が浮き彫りに 韓国特許庁（2020.6.23.）

デジタルデータの偽変造防止技術に関する出願動向

新型コロナウイルスの影響により社会的距離の確保、生活の中での距離確保を実践している状況下で、在宅勤務、遠隔テレビ会議、オンライン教育などのような非対面サービスは、私たちの日常生活の一部になっている。非対面サービスの増加により、ネットワーク上のデジタルへの依存度が高まり、サイバー脅威やデジタルデータにおける偽変造の可能性に対する関心も徐々に高まっている。

韓国特許庁は、2012～2019年のデジタルデータ偽変造防止に関する技術の出願動向について、2012年の42件から、2017年には58件まで緩やかに上昇し、2018年には88件、2019年には99件に急増したと発表した。

技術分野別の詳細な出願動向（2015～2019年）をみると、全体の350件のうち、偽変造防止のためのセキュリティ・認証に関する出願が191件（54.5%）で最も多く、データ完全性の検証・匿名化に関する出願が74件（21.1%）、ブロックチェーン基盤のセキュリティシステムに対する出願が59件（16.8%）、メタデータ基盤の暗号化出願が13件（3.7%）、生体認証基盤のユーザー認証出願が7件（2%）、対称キー基盤の暗号化に関する出願が6件（1.7%）の順となっている。

特に、2018年から偽変造防止のセキュリティ・認証、ブロックチェーン基盤のセキュリティシステムに関する出願が大幅に増加したが、これは個人情報の重要性とブロックチ

チェーン技術への世の中の関心が高くなるにつれて、デジタルデータの偽変造防止に、ブロックチェーン技術を活用しようとする特許出願が増えたと考えられる。

出願人別の出願分布をみると、大学・研究機関が157件(45%)、中小企業が123件(35%)、外資系企業が46件(13%)、大企業が14件(4%)、個人が10件(3%)の順となっている。

最多出願人の現状は、韓国造幣公社が22件、MarkanyとInfobankがそれぞれ15件、韓国電子通信研究院(ETRI)と韓国科学技術院(KAIST)がそれぞれ13件、韓国電力公社が10件、崇実学校産学協力団が8件、サムスン電子が7件の順で出願が多かった。

特許庁のコンピュータ審査課長は、「非対面ビジネスが活性化するほど、個人情報やデジタル資産の脆弱性が表れる可能性が高くなり、それによってデジタルデータを保護するための市場ニーズも同時に高くなると見込んでいる。また、デジタルデータの偽変造防止技術の出願が持続的に増加しているため、該当の産業分野で、それを積極的に活用するための取り組みが必要な時点である」と述べた。

5-5 ドラッグ・リポジショニングの候補薬物に対する特許情報を収録した特許情報集を発刊

韓国特許庁(2020.6.26.)

ドラッグ・リポジショニングに活用する新型コロナウイルス治療薬開発に向けた、
抗ウイルス薬の特許情報集発刊

韓国特許庁は、新型コロナウイルス治療薬の開発を支援するために、ドラッグ・リポジショニング(既存薬の再開発)に対する有力な候補群である抗ウイルス薬の特許情報、許可事項、臨床情報などを盛り込んだ「抗ウイルス薬の特許情報集」を発刊した。

新型コロナウイルスを完璧に制御するためには、治療薬とワクチンの開発が必須であり、特に治療薬の場合、新型コロナウイルスの世界的な拡散と緊急性を考えると、通常の新薬開発プロセスに比べて開発期間を大幅に短縮できるドラッグ・リポジショニング戦略(※)が適切である。

※既存の薬物を他の疾患に対する治療薬として適応症を広げることで、新薬を創出する戦略

米国では、5月2日付けで緊急使用が承認され、韓国国内では特例輸入が決定されたレムデシビルも、エボラ治療薬として開発する過程で中断されたが、新型コロナウイルスの治療薬として適応症を拡大したドラッグ・リポジショニングの成果物である。

韓国でもドラッグ・リポジショニングによる新型コロナウイルス治療薬の開発が活発に行われており、韓国パスツール研究所のナファモスタット（抗凝固薬/抗炎症薬）、富光薬品のレボビル（Levovir）（B型肝炎ウイルス治療薬）、大熊製薬のニコロサミド（駆虫薬）などがこれに属する。

新型コロナウイルスは、SARS（重症急性呼吸器症候群）やMERS（中東呼吸器症候群）と同様に、コロナウイルスに属するため薬物の作用ターゲットの類似性を考慮すると、新型コロナウイルス治療薬の開発に向けたドラッグ・リポジショニングの対象として最も有力な薬効群は抗ウイルス薬である。

今回発刊された抗ウイルス薬の特許情報集は、1987年以降、韓国食薬処または米国FDAの承認を受けて市販された抗ウイルス薬と、FDAまたは海外で臨床第2相または第3相の試験が承認された抗ウイルス薬など計130個の抗ウイルス薬に対する韓国国内の特許情報（※）、許可事項（※※）、臨床情報などを収録した。

※登録番号、存続期間の満了予定日、主要請求項、代表化合物、特許ファミリーの情報など

※※製品名、許可日、許可事項など

収録された抗ウイルス薬の中で、韓国での物質特許の存続期間が満了されていない薬物は、計59種、存続期間が満了された薬物は計62種、審査中の薬物は計6種であり、新型コロナウイルス治療薬として、外国で臨床試験をしているが、韓国国内には出願されていない抗ウイルス薬は、計3種である。

抗ウイルス薬ではないが、韓国国内で新型コロナウイルス治療薬として臨床試験をしているか、または薬効が確認された薬物の9種に対する情報も追加で収録した。

ドラッグ・リポジショニング戦略を活用する場合、治療薬の開発期間やコストを削減することができるが、既存の物質特許の存続期間が満了していない場合には、新しい医薬用途として特許を受けても、物質特許権者の許諾を得ないと治療薬の製造・販売することができない。

特許庁の化学生命技術審査局長は、「ドラッグ・リポジショニングを通じて新薬を開発する場合、開発の初期段階から物質特許に関する情報を把握し、予め特許紛争に備える必要がある」と強調し、「この情報集が新型コロナウイルス治療薬の開発方向の確立および治療薬の開発後に発生しうる特許紛争対応に有効に活用されることを期待している」と述べた。

一方、この資料は、関連協会および機関などに郵便または電子メールで配布する予定であり、特許庁のウェブサイト「新型コロナウイルスの特許情報ナビゲーション」(<https://www.kipo.go.kr/kpo/BoardApp/UCovidApp?c=1003&seq=25>)からダウンロードすることができる。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム